

# 児童扶養手当の しおり



令和6年11月

千葉市

# 児童扶養手当とは？

父母の離婚等により、父親または母親と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭)等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の促進を図ることを目的として支給される手当です。

※平成26年12月1日の法改正により、公的年金等を受給していても、その額が児童扶養手当の額より低い場合には、差額分の手当が受給できるようになりました。(詳しくは7ページの【6.公的年金等を受給されている場合】をご参照ください。)

## 【1.受給資格者】

手当を受けることができる人は、次の条件にあてはまる、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の児童を監護または養育している方です。

児童が心身に基準以上の障害がある場合は、20歳になる誕生日まで手当が受けられます。

国籍は問いませんが、外国籍の方は住民登録している方に限ります。

### (1)児童の母親の場合

次の①～⑨を満たす児童を監護しているとき。

- ① 父母が婚姻を解消した後、父と一緒に生活していない児童
- ② 父が死亡した児童
- ③ 父が重度(国民年金の障害等級1級程度)の障害にある児童
- ④ 父の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父が母の申立てにより保護命令を受けた児童
- ⑦ 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらず懐胎した児童
- ⑨ その他、生まれた時の事情が不明である児童

ただし、上記に該当しても次のような場合は、手当は支

給されません。

**① 児童が**

イ.日本国内に住所がないとき。

ロ.児童福祉施設に入所しているとき、または里親に委託されているとき。

ハ.母の配偶者(事実婚も含む。)に養育されているとき(父が重度の障害者の場合を除く。)

**② 母が**

イ.日本国内に住所がないとき。

ロ.平成15年4月1日現在、既に支給要件に該当してから5年を経過しているとき。

## (2) 児童の父親の場合

次の**①**～**⑨**を満たす児童を監護しており、かつ児童と生計を同じくしている場合

**①** 父母が婚姻を解消した後、母と一緒に生活していない児童

**②** 母が死亡した児童

**③** 母が重度(国民年金の障害等級1級程度)の障害にある児童

**④** 母の生死が明らかでない児童

**⑤** 母から引き続き1年以上遺棄されている児童

**⑥** 母が父の申立てにより保護命令を受けた児童

**⑦** 母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

**⑧** 母が婚姻によらず懐胎した児童

**⑨** その他、生まれた時の事情が不明である児童

ただし、上記に該当しても次のような場合は、手当は支給されません。

**① 児童が**

イ.日本国内に住所がないとき。

ロ.児童福祉施設に入所しているとき、または里親に委託されているとき。

ハ.父の配偶者(事実婚も含む。)に養育されているとき(母が重度の障害者の場合を除く。)

**② 父が日本国内に住所がないとき。**

### (3) 養育者の場合

次の①～⑧を満たす児童を養育している場合

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度(国民年金の障害等級1級程度)の障害にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらず懐胎した児童
- ⑧ その他、生まれた時の事情が不明である児童

ただし、上記に該当しても次のような場合は、手当は支給されません。

- ① 児童が
  - イ. 日本国内に住所がないとき。
  - ニ. 児童福祉施設に入所しているとき、または里親に委託されているとき。
- ② 養育者が
  - イ. 日本国内に住所がないとき。
  - ロ. 平成15年4月1日現在、既に支給要件に該当してから5年を経過しているとき。

### 【2. 手当を受けるための手続き】

お住まいの区の保健福祉センターこども家庭課で必要な書類を添えて認定請求の手続きをしてください。(必要な書類については、お住まいの区の保健福祉センターこども家庭課でご確認ください。)

審査の後、認定についての通知が届きます。

### 【3. 手当の支払】

認定を受けると、認定請求した月の翌月分から手当が支給されます。

奇数月の年6回、支払月の前月までの分(例:11月~12月分が1月期に)が、受給者が指定した金融機関の口座に振り込まれます。

振込の日は各月11日ですが、11日が土・日や休日にあたる場合は、順次繰り上がって支払いになります。

### 【4. 手当額】

全部支給は、月額45,500円です。

一部支給は所得に応じて月額45,490円から10,740円まで10円きざみの額です。

具体的には次の計算式により計算します。

手当額=45,490円-

$(\text{受給者の所得額}^{*1} - \text{所得制限限度額}^{*2}) \times 0.025$

10円未満四捨五入

※1 収入から給与所得控除等の控除を行い、養育費の8割相当を加算した額です。

(養育者の場合、養育費は加算されません。)

※2 5ページの表に定めるとおり、扶養親族等の数に応じた全部支給の所得制限限度額です。

(注)第2子以降については月額10,750円を上限に加算されます。(収入に応じて加算額の調整があります。)

(注) 公的年金等を受給されている方は、年金等の月額が上記計算により算定された手当額より低い場合に、差額が支給されます。(その為、10,740円より支給額が低くなる場合があります)

(詳しくは7ページの【6.公的年金等を受給されている場合】をご参照ください)

**【扶養親族が1人の場合(受給者と児童1人の世帯)の手当の例】**

所得額(年額)	手当額(月額)
100万円	45,500円
130万円	39,740円
160万円	32,240円
190万円	24,740円
220万円	17,240円
240万円	12,240円

**【5. 所得による支給制限】**

この手当は、受給者本人または配偶者及び扶養義務者の前年の所得額による所得制限があり①全部支給②一部支給③全部支給停止に分かれます。

所得が下表の限度額以上ある場合は、その年度(11月分から翌年10月分までの手当)は全部または一部支給停止となります。

**■所得制限限度額(令和6年11月1日現在)**

※収入ベースと所得ベース

(単位:円)

扶養親族等の数	本人			
	全部支給		一部支給	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0	1,420,000	690,000	3,343,000	2,080,000
1	1,900,000	1,070,000	3,850,000	2,460,000
2	2,443,000	1,450,000	4,325,000	2,840,000
3	2,986,000	1,830,000	4,800,000	3,220,000
4	3,529,000	2,210,000	5,275,000	3,600,000
5	4,013,000	2,590,000	5,750,000	3,980,000
扶養親族等の数	孤児等の養育者	配偶者	扶養義務者	
	収入額		所得額	
0	3,725,000		2,360,000	
1	4,200,000		2,740,000	
2	4,675,000		3,120,000	
3	5,150,000		3,500,000	
4	5,625,000		3,880,000	
5	6,100,000		4,260,000	

※ 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族がある者についての限度額(所得ベース)は、左記の額に次の額を加算した額です。

(1)本人の場合は、

①老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円

②特定扶養親族(16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族を含む)1人につき15万円

(2)孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円

### <表の見方>

❶ ここで「孤児等」とは父母とも「死亡」「事故等により生死が不明」「だれかわからない」「法令により1年以上拘禁されている」のいずれかに該当する児童をいいます。

孤児等の養育者以外の養育者は、「本人」の所得制限になります。

❷ 離婚後に児童と生計を同じくしていない父母の所得は、所得制限の対象となりません。

❸ 収入額はあくまでも目安であり、実際の取扱いは地方税法上の控除について、定められた額を控除した後の所得額で決まります。

### ※所得額の計算方法

所得額＝(年間収入金額＋父母及び児童が受け取る養育費の8割)－必要経費－8万円(社会保険料共通控除)－その他の諸控除(地方税法上の控除について定められた額)

(注)障害基礎年金等(国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など。)を受給している方は「所得」に非課税公的年金給付等(障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償など。)が含まれません。

## 【6. 公的年金等を受給されている場合】

手当を受給される方が公的年金等※1を受給している場合は、受給できる年金等の月額が児童扶養手当の月額※2より低い場合、その差額※3を受給できます。

なお、物価スライドなどにより年金等の月額が変更された場合には、変更後の公的年金額の届出が必要となります（新規申請時及び現況届時に同意書を提出する事により省略できます）。届出がない場合、変更後の手当支給を停止する場合があります。

※1 「公的年金等」とは、国民年金法や厚生年金保険法などによる老齢年金、遺族年金、障害年金、労働者災害補償保険法による労災年金などの公的な年金、労働基準法による遺族補償などです。

※2 受給される方の前年の所得により手当が一部支給停止になっている場合は、一部支給停止後の手当のとの比較になります。（手当額については4ページをご参照ください）

※3 障害基礎年金等を受給している方や児童が遺族年金等を受給できる場合は差額の計算が変わります。詳しくはお住いの区の保健福祉センターこども家庭課へお問い合わせください。

## 【7. 手当の受給から5年等経過した場合の一部支給停止措置について】

受給資格者が児童の「父」又は「母」の場合、下記①②いずれか早い方が経過したときから、本来の手当額の2分の1が一部支給停止措置の対象となります。

①支給開始月の初日から5年が経過したとき

②支給要件に該当した月の初日から7年が経過したとき

※手当の認定請求をした日に3歳未満の児童を監護している方は、対象児童が3歳に到達した月の翌月の初日から5年経過したときから起算します。

※平成22年8月1日時点で受給資格のある「父」は平成22年8月1日から起算します。



ただし、一部支給停止措置の対象になった後も、『一部支給停止適用除外届出書』及び下記適用除外事由に該当することを証明する書類を提出することで、本来の手当額を受給することができます。

<適用除外事由>

- ・ 就業している
- ・ 求職活動等の自立を図るための活動をしている
- ・ 身体上または精神上の障害がある
- ・ 負傷または疾病等により就業することが困難である
- ・ 監護する児童または親族が障害、負傷、疾病、要介護状態等にあり、あなたが介護する必要があるため、就業することが困難である

※書類の提出期限や必要な書類については、事前に通知でお知らせします。

## 【8. 手当を受けている方が必要な届出】

①『**現況届**』…毎年8月1日から8月31日までの間に、お住まいの区の保健福祉センターこども家庭課へ所得状況や世帯員の状況等を所定の用紙により届けるものです。

この届出が出されない場合は、11月以降の手当が受けられません。また、2年以上届出がないと、時効により支払いを受ける権利がなくなりますので、ご注意ください。

※7月から9月までの間に新規で認定請求した場合は、上記に代えて『**所得状況届**』

②対象児童の増減…児童が減った場合は『**手当額改定届**』、児童が増えた場合は『**額改定請求書**』

③氏名や住所、振込先銀行口座が変わるとき  
…『**氏名・住所・支払金融機関変更届**』

④受給者が死亡したとき…『**受給者死亡届**』

⑤手当証書をなくしたり、破損したとき…『**証書亡失届**』または『**証書再交付申請**』

- ⑥障害認定(父または母障害で受給される方)の期限が設定されているとき…再認定の『**診断書**』(期限月又はその前月中の診断書)
- ⑦受給者が所得の高い扶養義務者(父、母、兄弟など)と同居するようになったとき…『**支給停止関係届**』
- ⑧受給資格がなくなるとき…『**受給資格喪失届**』
- ・受給者である父または母が婚姻したとき(「事実上の婚姻」を含みます)
  - ・遺棄されていた父または母から連絡があったとき
  - ・拘禁されていた父または母が出所してきたとき
  - ・児童が児童福祉施設に入所したとき
  - ・受給者がすべての児童を監護(養育)しなくなったとき(児童が死亡したとき、満18歳に達する日以降の3月31日を経過したときなどを含む)
- ⑨7ページの【7.手当の受給から5年等経過した場合の一部支給停止措置について】に基づく届出…『一部支給停止適用除外届出書』及び適用除外事由に該当することを証明する書類

※手当支給から5年を経過する等の要件に該当した以後の毎年の現況届の際にも必要です。

### <注意>

- (1)資格がなくなっているにもかかわらず届出をしないで手当を受給していると、資格がなくなった翌月からの手当をさかのぼって全額返還していただくこととなりますので、くれぐれもご注意ください。
- (2)①～⑨以外の場合でも状況の変更があれば、届け出が必要な場合があります。詳しくは問い合わせ先へご連絡ください。

# 児童扶養手当の手当証書は、 こんなときに役に立ちます

～こんなとき証書を提示して  
所定の手続きをしてください～

## 1. ひとり親家庭等医療費助成事業

18歳の年度末までの児童を扶養するひとり親家庭の父母及び児童、父母のいない家庭の児童等が保険医療給付を受けた場合、医療費の自己負担額を助成しています。ただし、所得による制限があります。

取扱窓口…お住まいの区のこども家庭課

## 2. 水道料金の一部免除

児童扶養手当受給世帯の水道料金の一部が減免されます。減免の申請にはお住まいの区のこども家庭課で証明を受け、給水区域の管轄部署へ提出する必要があります。

## 3. JR定期券の割引

児童扶養手当を受給している世帯に属する者がJR東日本の通勤用定期乗車券を購入する場合は、3割引になる制度があります。

資格証明書の交付を受けるためには、お住まいの区のこども家庭課で手続きが必要になります。

## 4. 駐輪場利用料の免除

児童扶養手当受給者及び対象児童が、自転車・原動機付き自転車で市内の指定自転車駐輪場(有料駐輪場)を利用する場合に、利用料を免除します。

## 5. ニュー福祉定期貯金

年金や手当を受給している人を対象にした一般の定期預貯金より有利な利率で預入ができる1年ものの定期預貯金制度です。お取り扱いは、お近くのゆうちょ銀行等の預金窓口で確認してください。

## 児童扶養手当Q&A

前年の所得が所得制限限度額以上の場合  
は認定請求できないのでしょうか。

認定請求できます。

所得制限限度額以上の場合でも、支給要件に該当していれば、受給資格が認定されます。今後、現況届等で所得制限限度額以上でないことが確認されたときから手当が支給されます。

両親と一緒に暮らしている母子(父子)家庭  
ですが、所得をみるにあたって両親の所得も  
みられるのでしょうか。

この場合、原則として両親と母子(父子)家庭とは生計同一と推定されるので、両親の所得もみます。

生計同一とは、消費生活上の家計が同一であることをいいますが、同居している場合でも例外的に生計が別として、両親の所得をみないこともあります。

その場合には、生計が別であることを証明する書類等の提出を求められることがあります。

現在、児童扶養手当の所得制限に該当するため、  
手当を全部支給停止されています。  
こうした場合でも、現況届を提出しなければ  
ならないのでしょうか。

現況届を提出しないと、その後所得制限に該当しなくなっても手当が受けられなくなる場合もありますので、全部支給停止されている場合でも必ず提出してください。

孫の両親がいないので孫の面倒をみています。児童扶養手当をもらえますか。

養育者として受給できる可能性がありますので、お住まいの区の保健福祉センターこども家庭課に相談してください。

事実婚とはどんなものですか。

事実婚とは、社会通念上、当事者間に夫婦としての共同生活と認められる事実関係(ひんぱんな定期訪問かつ定期的な生計費の補助など。同居の有無は問わない。)が存在することを言います。

例えば、法律によって婚姻が認められない場合であっても、当事者間に夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在するときには、事実上の配偶者がいることにかわりないので事実婚に該当します。

判断に際しては、認定に必要な範囲で、事情の聞き取りや書類の提出を求められることがあります。

## 電話相談

### <ひとり親家庭土日・夜間電話相談>

育児や生活一般に関すること等について、専門の相談員が専門電話で相談に応じます。

**[相談先]** TEL 043(234)3366  
**土日祝日** 9:00～18:00  
**平日夜間** 18:00～21:00  
(旭ヶ丘母子ホーム)

## 母子家庭等就業・自立支援センター

母子家庭の母等の就業と自立を支援するため、専門の相談員が就労相談に応じるほか、ハローワークと連携して就業情報を提供します。

### 【窓口】各保健福祉センター こども家庭課

	相 談 日	受付時間	電話番号
中央区	月・火・水・金	9:30 ～16:30	221-2558
花見川区	月・火・水・金		275-6445
稲毛区	月・水・木・金		284-6139
若葉区	月・水・木・金		233-8152
緑区	月・火・木・金		292-8139
美浜区	月・火・木・金		270-3153

### <母子家庭等自立支援給付金事業>

次の①～③には、所得制限や支給要件があります。必ず、講座受講前や修業機関への就学前等に上記【窓口】へ事前相談を行ってください。

#### ①自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父が、市の指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合に受講費用の6割(上限及び下限あり)を支給します。

※雇用保険における教育訓練給付金の受給対象者については、上記の額から支給を受けた教育訓練給付金の額を差し引いた額を支給します。

#### ②高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士等の資格取得のため半年以上養成機関で修業する場合に、給付金を支給します。

[支給期間及び支給額]

申請月以降の修業期間の全期間(上限48か月、一部の場合は36か月)

- ・市町村民税非課税世帯:月額10万円
- ・上記以外の世帯:月額7万500円

※就業期間の最終12か月は、月額4万円の加算支給があります。

### ③高等職業訓練修了支援給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士等の資格取得のため半年以上修業し、修了した方に一時金を支給します。

[支給額]

- ・市町村民税非課税世帯:5万円
- ・上記以外の世帯:2万5千円

### <ひとり親家庭高等学校卒業程度

#### 認定試験合格支援>

ひとり親家庭の親又は子が、高卒認定試験の合格を目指すために、民間事業者などが実施する対策講座を受講するときの費用を助成します。

※所得制限や支給要件があります。必ず、講座受講前に左記【窓口】(13ページ)へ事前相談を行ってください。

### ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付

高等職業訓練促進給付金(13ページ②)を活用して、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親の方に対し、入学準備金、就職準備金を貸し付けます。

#### 1 入学準備金

養成機関への入学時に、50万円まで貸付

#### 2 就職準備金

養成機関を修了し、かつ資格を取得した場合に20万円まで貸付

### ひとり親家庭住宅支援資金貸付

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方に対して住居の借りに必要となる一部資金を貸し付けます。

[貸付内容]

入居している住宅の家賃の実費

(上限月額:4万円、支給期間:原則12か月)

詳しくは、下記問い合わせ先へご確認ください。

**【問い合わせ先】 千葉市社会福祉協議会 社会福祉課  
043(209)8867**

★問い合わせ・手続き先★

中央保健福祉センター こども家庭課	〒260-8511 中央区中央4-5-1きぼーる TEL 043-221-2149
花見川保健福祉センター こども家庭課	〒262-8510 花見川区瑞穂1-1 TEL 043-275-6421
稲毛保健福祉センター こども家庭課	〒263-8550 稲毛区穴川4-12-4 TEL 043-284-6137
若葉保健福祉センター こども家庭課	〒264-8550 若葉区貝塚2-19-1 TEL 043-233-8150
緑保健福祉センター こども家庭課	〒266-8550 緑区鎌取町226-1 TEL 043-292-8137
美浜保健福祉センター こども家庭課	〒261-8581 美浜区真砂5-15-2 TEL 043-270-3150